

「とりあえず空き家」を 放置すると手遅れに!?

～実家の空き家を考えよう～

「空き家を相続する予定だけど、何をすればいいの？」
「相続で空き家所有者になったけど、どうしよう？」
そんなお悩みをお持ちの方は是非ご参加ください!

令和7(2025)年1月18日(土) 13:30～16:00

会場 三重県庁 講堂

(受付13:00より)

申込締切：令和7年1月13日(月) ※詳細は裏面をご覧ください

【第1部】 どうなる?どうする?私たちの空き家問題

NPO法人空家・空地管理センター 副代表理事

いとう まさかず

伊藤 雅一氏



不動産の売買仲介や賃貸管理などを経験後、公的な借り上げ機関に従事。現在は、空き家等の適正管理や利活用相談対応、自治体での空家対策協議会等で委員を務める。空き家が生み出す問題や放置空き家を取り締まる法律、相続、適正管理などを解説いただきます。

【第2部】 空き家・空き地にしないためには

公益社団法人三重県宅地建物取引業協会
常務理事・地域支援委員長・津支部長
インテリアハウスマツダ株式会社 代表

まつだ ていじ

松田 貞司氏



不動産の売買仲介業を経営されながら、各種専門家に空き家に関する様々な相談ができる窓口、「空き家ネットワークみえ」においても精力的に活動。空き家ネットワークみえの窓口に寄せられる相談の中から、よくあるトラブルや利活用に関する話などを紹介いただきます。

会場マップ



三重県庁 講堂 (津市広明町13番地)

- ・津駅西口から徒歩10分
- ・お車でのご越しの場合は「県庁大駐車場」をご利用ください。
- ※移動等に配慮を必要とされる方は、ご連絡いただければ別途ご案内いたします。



マップイメージはEsriの知的財産であり、本画像の使用はライセンスに基づいています。Copyright © 2020 Esri and its licensors. All rights reserved.

●セミナー参加申込ページ

<https://logoform.jp/form/8vMX/800433>



二次元コード

参加をご希望の方は、①または②のいずれかの方法でお申し込みください。

- ① 左記ホームページにて申し込み。
- ② 以下の「参加申込書」にご記入の上、FAX、郵送等で申し込み。

※ 当方から参加票の返送などは特に行いません。

※ 当日参加枠も若干用意しております。下記の問い合わせ先へご連絡ください。

令和6年度 三重県空き家対策セミナー 参加申込書

「参加申込書」送付先 三重県 県土整備部 住宅政策課 空き家セミナー係

●FAXの場合:059-224-3147 ●郵送の場合:〒514-8570 津市広明町13番地

※ 申込締切:令和7年1月13日(月)必着

代表者氏名		参加人数	人
電話番号			
電子メールアドレス			
お住まいの市または町名			

【お問合せ】三重県 県土整備部 住宅政策課

TEL:059-224-2720 FAX:059-224-3147

8:30~17:15 (土日祝日及び年末年始(12/28~1/5)を除く)